

令和4年度第1回鳥取県原子力安全顧問会議

1 日 時 令和4年5月23日（月） 13:00～14:00

2 出席者 原子力安全顧問：占部顧問、遠藤顧問、藤川顧問、甲斐顧問、神谷顧問、片岡顧問、北田顧問、牟田顧問、望月顧問、吉橋顧問、佐々木顧問、香川顧問、西田顧問、河野顧問、梅本顧問（計15名）

鳥取県：平井知事（冒頭挨拶のみ） 水中危機管理局長他（出席者は名簿のとおり）

中国電力：長谷川島根原子力本部副本部長、藪根鳥取支社長、吉川電源事業本部担当部長
米子市、境港市、三朝町

3 場 所 Cisco Webex Meeting によるWeb会議（県庁災害対策室）

4 議題

(1) 県地域防災計画（原子力災害対策編）、広域住民避難計画の修正

(2) 令和3年度平常時モニタリング測定結果

(3) 令和4年度平常時モニタリング測定計画（案）

(4) 鳥取県の原子力防災対策（令和3年度結果及び令和4年度予定）

報告事項

(1) 島根原子力発電所2号機の後段規制に対する県の対応方針

(2) 島根原子力発電所1号機の廃止措置状況

5 議事録

(水中局長)

それでは、定刻となりましたので、令和4年度の第1回鳥取県原子力防災顧問会議を開催したいと思います。それではまず最初に知事の方からご挨拶お願いいたします。

(平井知事)

皆様、こんにちは。本日はお忙しいところ、このようなお時間をいただきまして誠にありがとうございました。占部先生はじめ、原子力安全顧問の皆様方には、このたび、私ども、島根原発の2号炉につきまして、大変なお世話をいただきましたこと本当に感謝申し上げます。また、島根原発サイト、或いは人形峠におきます、様々な課題につきまして、専門的な知見から種々アドバイスをいただき、正していただいていること、本当に心強く感謝申し上げます。

本日は、皆様のお力をいただきながら、広域的な地域防災の計画、さらには避難計画につきまして、ご審議をいただくこととなります。こうした様々な計画等が、これから現実に原子力発電所が仮に動くとなった場合、重要な役割を果たしていくこととなります。そういう意味で、慎重な審議をお願いを申し上げたいと思います。

併せまして、各種のモニタリングの状況など、所要の課題につきまして、ご審議をいただくこととなります。

原子力安全顧問の皆様には、たび重ねて、慎重かつ熱心なご審議をいただき、専門的な知見を交えて、レポートを出していただきました。原子力発電所、島根2号機につきまして、この度手続きを前に進めることとなりましたが、その際に、地震であるとか、或いは津波であるとか、さらには原子炉の性能、避難の状況、対策につきまして、各般にわたるご指摘をいただき、これらを総合的にみんなで議論をしながら、原子力発電所島根2号機につきまして、議論をさせていただいたところございました。その結果として、この適合性審査について、安全なものという計画づくり、この点については、七つの前提条件を置いた上で、了とさせていただいたものであります。鳥取県は、他地域と若干異なっておりまして、今後慎重に、安全第一義で見ていこうということで、お願いをいたしたいと思っております。このうち、工事計画の認可が出てきますし、保安規定の変更の認可も出てくるわけです。そのたびに、また、原子力規制委員会と中国電力がやりとりをするわけでありまして、そうした節目をとらえながら、随時、七つの前提条件が満たされているかどうか、慎重に私たちもフォローアップをしていきたいと思っております。そうした意味で、原子力安全の監督官を設けたり、原子力避難訓練、防災の避難訓練の推進官を設けたり、県の中でも新たな組織を設置させていただき、米子市、境港市と一緒にプロジェクトチームも設けさせていただきまして、これから長い議論になると思いますが、フォローアップ作業に入っていきたいと思っております。

決して、安全というものは、軽視されてはならないものでありまして、最近の様々な世界の状況を見ても、原子

力安全の確保のためには、例えば防衛上の問題なども含めた大きな議論が必要だということも見えつつあります。今後、原子力規制委員会の方でも、基準の見直し等もあるかもしれませんが、その場合にはバックフィットを図っていくことになるだろうというふうに思います。いずれにいたしましても、私たちが、周辺地域として願うのは安全の第一義というこの一つでございます。

この度、安全協定を改定をさせていただきまして、実際に措置要求権という強力な権限も、鳥取県は得ることになりました。この19日の日には、早速、これに基づく立入調査をさせていただいたところでございます。今後も、我々としても、精一杯やって参りたいと思いますので、原子力安全顧問の皆様とのさらなるご協力、ご理解ご支援賜りますよう、お願いを申し上げます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

(水中局長)

本日は、後段報告におきまして中国電力からの説明いただきますので、中国電力鳥取支社の藪根支社長からも発言いただきたいと思ひます。お願ひいたします。

(中国電力・藪根支社長)

中国電力の藪根でございます。顧問の皆様におかれましては、平素から当社事業へのご理解とご協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

島根2号機につきましては、3月25日に、鳥取県、米子市、境港市から安全協定に基づくご回答をいただきました。平井知事をはじめ、自治体の皆様方には、ご議論、ご検討賜りましたこと、改めて厚くお礼申し上げます。また、顧問の先生方におかれましては、2号機の安全対策につきまして、専門的な見地から丁寧にご確認いただきましたこと、重ねて感謝申し上げます。ご回答に際しいただきました要請事項につきましては、引き続き誠意をもって、しっかりと対応して参る所存でございます。

そのような中で、先般、発電所の一時立入者が、公的な身分証明書の有効期限を自ら書き換えて入城したという事案が発生いたしました。このことにつきましては、皆様に大変なご心配おかけいたしましたして、誠に申し訳ございませんでした。事案発生後、国及び鳥取県、米子市、境港市への報告を行った上で、公表いたしますとともに、当面の応急対策を講じておりますが、今後、国のご指導等を踏まえ、追加の再発防止対策を講じるなど、核物質防護対策を確実に実施してまいる所存でございます。

さて、本日は、後程、1号機の廃止措置につきまして、電源事業本部担当部長の吉川よりご説明をさせていただきます。こうした機会をいただき誠にありがとうございます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

(水中局長)

どうもありがとうございました。なお、平井知事につきましては、所用のため、ここで退席させていただきます。それでは議事の方進めて参ります。本日の進行につきましては、お手元の次第の通り進めさせていただきます。出席者につきましては、出席者名簿の通りでございますので、個別の紹介は省略させていただきます。本日の会議につきましては、県の地域防災計画原子力災害対策編及び広域住民避難計画の修正、県の環境モニタリング結果及び計画等について、顧問の先生がたの皆様にご審議いただきたいというふうに考えております。会議の座長は、申し合わせによりまして、占部顧問にお願ひしたいと思います。以後の会議の進行につきましては、占部顧問にお願ひいたしますが、リモートでの進行でもありますことから、出席者のご発言の際のご指名など、適宜事務局でサポートさせていただきます。それでは占部顧問よろしくお願ひいたします。

(占部顧問)

よろしくお願ひいたします。それではここから私の方で進行させていただきます。まず一つ目の議題ですが、県地域防災計画原子力災害対策編及び広域住民避難計画の修正について、ということで、原子力安全対策課からご説明をいたします。よろしくお願ひします。

(1) 県地域防災計画(原子力災害対策編)、広域住民避難計画の修正(鳥取県)

<事務局説明 木本原子力安全対策課長>

(占部顧問)

ありがとうございます。これらの計画修正案につきましては、顧問の皆様事前に事務局から説明があり、提出した意見等を反映したものとなっております。最初に、防災避難計画がご専門の梅本顧問から、顧問を代表して、修

正案について、評価コメントをいただきたいと思います。梅本顧問よろしく願いいたします。

(梅本顧問)

筑波大学の梅本です。事務局から事前に修正案について意見照会をいただきまして、顧問で内容の確認を行いました。今回の地域防災計画原子力災害対策編等の修正については、原子力防災訓練の検証結果、防災基本計画や原子力災害対策指針の改正内容の反映のほか、新型コロナ等の対応など、世情として求められる内容の反映がされているかなどの視点から確認作業を行いました。その結果としまして、地域防災計画などは、原子力防災訓練の検証結果、防災基本計画や原子力災害対策指針の改定内容の反映のほか、新型コロナ対応、中国電力との安全協定の改定や、原子力発電所への武力攻撃した事態の発生時の対応など、現状に即した修正内容になっていくとの結論に至りました。

以上が、主たる部分というか主文というところなんですけれども、以下は具体的なコメントになりますけれども、この避難計画については、拝見したところ、様々な事案に対する項目が記載されていて、非常に充実した内容になっているということが確認できました。

ただ一方で、これまで経年的にその時点その時点で、必要とされる社会的な要請ですとか、関心、それに応じて内容を追記するということが重ねられてきているので、少しですね、構成上ちょっとバランスが良くないのかなという部分も見受けられました。というわけで、避難計画全体の項目をですね、そろそろ再点検して整理するというのもあってよいのではないかと考えております。計画は作成して終わりというわけではなくて、常に深めていくことが必要です。新たな知見を取り入れるとともに、今後も訓練の実施、検証と計画修正といういわゆるPDCAサイクルをまわして、継続的に実効性を高めていくということが重要であり、そこを心がける必要があるのではないかと考えております。

また、行政が計画を作るだけでなく、それをいかに県民の皆様にも周知し、理解していただいて、万が一の場合にも、的確な行動がそれぞれの立場でとれるようにしていくことも必要ですし、今後も避難計画の普及啓発や防災訓練への住民参加によって、県民の皆さんへのご理解を進めるっていうことを力を尽くしていただきたいと考えております。以上です。

(占部顧問)

梅本顧問、どうもありがとうございました。梅本顧問からコメント等をいただいておりますが、今の修正に対するご意見あるいは修正案そのものに対してご質問或いはご意見がおありの場合には、積極的なご発言をお願いできればと思います。よろしく願いいたします。いかがでしょうか。ございませんでしょうか。はい。ないようでしたら、先ほど梅本顧問も最後に指摘されましたように、今後継続して修正すべきこと、或いは点検すべきこともあるのではないかとことを考慮いただきながらですが、これらの県地域防災計画原子力災害対策編及び広域住民避難計画等の修正案は、訓練により得られた教訓、或いは防災基本計画と原子力災害対策指針などに示された新たな知見などを踏まえて継続的な改善がなされており、実効性が認められると考えられます。以上を踏まえまして顧問会議として了承したいと思っております。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。よろしいですか。はい。それではご了承いただいたとさせていただきますと思います。なお今後、細かな修正等につきましては、私にご一任いただきたいと思います。もし大きな修正等ございましたら、改めて顧問の皆様にご確認をいただきたいと思っております。顧問会議として、この修正案を了承することとさせていただきます。どうもありがとうございました。それでは引き続きまして、令和3年度平常時モニタリング測定結果及び、令和4年度平常時モニタリング測定計画案について、報告をお願いいたします。

(2) 令和3年度平常時モニタリング測定結果、令和4年度平常時モニタリング測定計画(案)(鳥取県)

<事務局説明 長柄 原子力環境センター主任研究員>

(占部顧問)

はい、どうもありがとうございます。両施設のモニタリング計画及び結果については、顧問が事務局から事前に説明を受け、提出した意見を反映させたものとなっています。最初に環境モニタリングがご専門の藤川顧問から、モニタリング計画と結果について、評価コメントいただきたいと思っております。藤川顧問よろしく願いいたします。

(藤川顧問)

私どもは環境関係のもの数名で、まずはモニタリング結果を詳細に確認させていただいております。それでは鳥取県においては、人形峠事業所と島根原発との二つの絡みがありまして、モニタリングの項目はウラン、ラジウムなどの自然起源の放射性物質と、原発由来の人工的核種というものがございまして、比較的モニタリングの内容は複雑でございます。なので、かなり時間をかけて評価しているんですが、それです、今になって申し訳ございませんけれども、資料 2-2 の 13 ページが、ストロンチウム 90 の陸土の値が 0.43Bq/kg 乾土というのが平常の変動幅を超過しているとなっているのですが、平常の変動幅をみると 0.47Bq/kg 乾土というのがありまして、これは超過ではないのではないかと先程思いました次第です。ちょっと、これ以上の意見を申し上げる前に、これを環境センターの方でちょっと確認していただけませんか。

(原子力環境センター)

原子力環境センターです。すいません、確認をさせていただいて、後程ご報告させていただきたいと思います。

(藤川顧問)

わかりました。それではですね、その点は後程として。

私どもは先程センターから言われたように令和 3 年度につきましては第 3 四半期まで評価済みでございます。おそらく自然現象と思われる従来の値の変動幅があるんですけれども、これまでの変動幅に入っています。それで原子力発電所の状況、人形峠事業所の状況を踏まえましても、昨年度に関して異常な事象は起こっていないと、施設の影響もほとんど認められないと考えています。

顧問からの専門的意見としてですね、用語の統一ですとか、それから、例えば空間放射線に関して、統計的分布について検討して欲しいというような様々な技術的意見は申し上げました。用語などの統一はできていると思います。統計的分布につきましてはですね、環境センターから一部データを私の方に送っていただきまして、私の方では簡単な統計的検定をさせていただきました。

占部顧問と確認しまして、センターの方にもご報告したところでありますけれども。結論としてはですね、多くのデータが 2 峰性といいますか、二つピークがあったりするような傾向がございまして、一応 5 種類ほどの統計的検定をしたんですけれども、ぴったりと合うというのはなかったということでございます。検討したのは、正規分布、対数正規分布、ベータ分布、ガンマ分布、ワイブル分布でございました。ですので、おそらく簡単には正規分布に乗せにくいということがわかりました。

それで、R4 年度計画についてはですね、基本的には R3 年度の内容を踏襲されると承っております。国の原子力災害対策指針がですね、ちょっとした修正が 2022 年に改訂されたんですけれども、このような国の方針を踏まえて、今後、地域の特殊な状況があると思いますが、そういうことも踏まえつつ、県として今後、国と交渉するために方針を固めて改訂するなどしていただくようお願いしたいと思います。全般に、令和 3 年度のモニタリングは適切に行われていたということでございます。

(占部顧問)

どうもありがとうございました。それではモニタリング計画の結果について、他にご質問或いは先ほどの藤川顧問の評価コメント等に対するご意見がある方はお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。いかがでしょうか。

統計手法に基づいて平常の変動幅を考えていくという積極的なご厚意、ありがとうございました。何か皆さんのご意見やご質問あればよろしくお願ひします。

(原子力環境センター)

原子力環境センターですが、よろしいですか。先ほどの藤川顧問からのご質問の件ですけれども、資料 2-2 の 24 ページをご覧ください。ここにストロンチウム 90 の測定結果の詳細を示しております。13 ページにですね、土壌をひとまとめで測定結果を書いています、平常の変動幅もひとまとめて書いておまして、米子市河崎の表土が、平常の変動幅の上限が 0.47 となっていて、これを引いて上限が 0.47 になっています。平常の変動幅の上限を超えたものは黄色にしますが、境港市の表土で 0.43、これの平常の変動幅の上限が 0.36 ということで、これを超えたということで 13 ページのところは色づけをさしてもらっております。以上です。

(占部顧問)

藤川顧問、よろしいでしょうか。

(藤川顧問)

はい。資料13ページは省略しすぎた記載だということでしょうか。

(原子力環境センター)

おっしゃる通りです。書き方が不適切で申し訳ありませんでした。

(占部顧問)

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。はいどうぞ。

(甲斐顧問)

今の変動幅の問題ですが、なかなか悩ましいところがあるようにも思います。つまり、この変動幅は過去の測定値の最小値・最大値を変動幅として書いてるだろうと思います。やはりこの過去のデータがどのくらいの数のサンプル数のデータを基にこういうふうに書いてるかどうか。それの方でいるあるとはいえ、そういった意味ではもう少し違う統計量というのものもあるわけですね。そういう、例えば違う統計量というのは、もちろんだろうという分布を考えるかによるんですけども、95%の範囲内とかですね、そういうような統計の表示をしておくことが1つの手かなというふうに思います。過去の変動幅っていうのは、これはあくまでも最大・最小なので、当然過去のサンプル数が少なければ、その最大・最小を超える確率は高くなっていきます。逆に過去に測定数がたくさんあれば、この確率は当然少なくなってくるわけです。そういう意味ではちょっとこの情報としては、我々が判断するには少し情報が少ないかなという印象があります。もちろんこの変動幅だけで、施設寄与を判断することは当然できないと思います。様々な情報で判断すべきだと思いますけど。ただ1つのこういうデータの提供の仕方としては、当然こちらもからも一般の方々にも公表されていくわけですので、そのあたりの表現の仕方という意味では、少し工夫があってもいいかなと思います。以上でございます。

(占部顧問)

ありがとうございます。平常の変動幅は、もちろんデータ数に依存し、その危険率というのはデータが増えれば増えるほど下がっていきますので、そういうことでも変わっていくんだろうと思います。甲斐顧問のご意見を参考にし、今後とも、環境センターの方も必要な検討があれば検討していただければと思います。

ほかにはいかがでしょうか、よろしいですか。

それでは令和3年度第1四半期から第3四半期の平常時モニタリングの測定結果、令和4年度平常時モニタリング測定計画について、顧問会議として了承したいと思います。よろしいでしょうか。はい。

それでは顧問会議として、令和3年度モニタリング結果、令和4年度モニタリング計画を了承することといたします。なお、今後、第4四半期の結果については、モニタリング分野の顧問で個別に確認し、簡単な修正であれば御一任いただいて、そしてもし大きな修正をせざるを得ないときには、改めて顧問のみなさまにご確認をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは次の議題の鳥取県の原子力防災対策について、原子力安全対策からご説明をお願いいたします。

(3) 鳥取県の原子力防災対策（令和3年度結果及び令和4年度予定）（鳥取県）

<事務局説明 木本原子力安全対策課長>

(占部顧問)

はい、ありがとうございます。ただいまのご説明について、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。いかがでしょうか。梅本顧問よろしく願いします。

(梅本顧問)

どうもありがとうございました。いつも思うんですけど、鳥取県さんはこういう防災対策に力を入れてくださっていて、本当にもうすごいなあと思っております。その中で、質問なんですけど例えばドローンによる情報収集とか、道路監視カメラの定義というお話があったかと思うんですけども、情報収集というのは収集ということが目的なんではなくて、収集した後に、それをどう解釈して、何を分析して、それによって誰がどう意思決定をするのか、この一連のプロセスがあってこそ、対策に結びつくものだと思うんですけど。一方でなんか除染車とかっていうのはそれを使うこと自体が目的なので、それを提示しましたっていうところでもいいのかと思うんですけど、こうい

う話でいくとだから情報収集システム、情報収集に関して何か機材を整理しましたとか、導入しましたっていうだけでは、多分対策にはならないので、整理した、資材、機材で、こういう情報を集めてそれをどう解釈して、何がどうやって意思決定して、どういうタイミングで何をどう判断するのかっていうふうなところが、まさにそこが訓練だと思えますよ。多分そういうところも含めないと、情報収集の意味をなさなくなってしまうので、ぜひこういったところも、含めて訓練やって欲しいかなって思ってます。或いはそういったことも、体制の整理をしていただきたい。この体制、多分あんまりお金をかけるとかっていう話ではなくて、人がどうやるんですかっていう、そういうところを整理していただきたいなと思っております。だから、ドローンの情報収集って言った時、ドローンを飛ばしてよく飛びましてねって言うてるだけであまり意味がなくて、得られた情報、画像データが何を誰がどう読み取るんですかっていうそこをやらないと、訓練にならないんじゃないかなって思っているんで、この辺何か工夫点ありましたら教えていただけますでしょうか。いかがでしょうか。

(木本課長)

梅本先生ありがとうございます。梅本先生がおっしゃる通り情報収集だけでは駄目で、それをもとにしてどう意思決定して判断するかというところへ、ちょっと具体的には案がまだないんですけどもそこら辺、ちゃんと踏まえた上です、今年度訓練、しっかりやっていきたいと、見直していきたいと考えております。以上でございます。

(梅本顧問)

よろしく申し上げます。

(占部顧問)

そうですね。施設整備と行動の改善、情報伝達をどうするかというような、ソフトの部分の両方があつての有効ってことになりますので、是非ともたまたまお話を参考にして検討していただければと思います。他にいかがでしょうか。

(甲斐顧問)

一つ確認させてください。この安定ヨウ素剤の配布の説明会というのが予定されてるということでありましたのでちょっと確認なんです、鳥取県としては安定ヨウ素剤の配布、事前配布は、どのような考え方をされているのかですが、国と違うあり方をしているのか。つまり、希望者も含めて、配布するというやり方をしているとか。距離だけに依存しているのか、あとそのあたり、ちょっと確認させてください。

(木本課長)

安定ヨウ素剤の事前配布ですけども、まず、希望者。そうですね迅速に安定ヨウ素剤を受け取ることができない人。プラス、希望者ですね。そういった方に対して事前配布を行うと。こういったやり方を、鳥取県は行っております。以上でございます。

(甲斐顧問)

ありがとうございます。

(占部顧問)

他にはいかがでしょうか。それでは鳥取県の原子力防災対策について、顧問会議として了承したいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい。それでは、顧問会議として鳥取県の原子力防災対策、令和3年度結果及び令和4年度予定を了承することとしたいと思います。もし、今後大きな修正等は生じましたら改めて、顧問の皆様ご確認いただきたいと思います。

以上で議題は終了となります。続きまして、報告事項に移りたいと思いますが、まず、最初に島根発電所2号機の後段規制に対する県の対応方針、ということでご説明をお願いいたします。

(4) 島根原子力発電所2号機の後段規制に対する県の対応方針（鳥取県）

<事務局説明 中越副局長>

(占部顧問)

ありがとうございます。それではただいまのご説明について何かご質問、ご意見がある方はお願いいたします。今後の対応について特に専門家のご意見をお伺いしたいということですので、専門分野に近い先生方、顧問の方々にも積極的なご助言をいただければと思います。特に今ないようですので、今後ともこういう後段の規制についてのご助言等、よろしくをお願いいたします。

それでは次の報告に移らせていただきます。二つ目の報告で島根原子力発電所1号機の廃止措置の状況について、中国電力からご説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

(5) 島根原子力発電所1号機の廃止措置状況 (中国電力)

<事務局説明 中国電力 吉川電源事業本部担当部長>

(中国電力)

改めまして、中国電力の吉川でございます。それでは、島根1号機の廃止措置の状況につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず資料の1ページをお願いします。島根1号機は2015年4月に営業運転を終了いたしまして、2017年7月より廃止措置作業に着手いたしております。

次のページをお願いします。廃止措置は工程を四つの段階に分けてございまして、約30年かけて実施する予定でございます。現在は、青の太線で囲った範囲になりますけれども、解体工事準備期間、いわゆる第1段階の作業に取り組んでおりまして、主には、放射性物質による汚染のない設備の解体撤去作業に着手しているところでございます。第2段階以降の具体的な作業計画につきましては、改めて計画変更の認可申請を行う予定としてございます。なお、本年3月29日ですけれども、国に工程変更に係る届出書を提出していますので、その内容については後程ご説明させていただきます。

次、3ページをお願いします。第1段階の主な作業について、その状況を写真等で示してございます。左上の写真ですけれども、汚染状況の調査につきましては、線量率測定箇所のマーキング及びそれに伴うデータ採取の方は完了しておりまして、現在データを取りまとめ中でございます。

次、4ページをお願いします。写真に示すような解体作業につきましては、計画通り、昨年度末までに完了いたしております。現在実施中の作業につきましても、計画的に進めているというところでございます。

次、5ページをお願いいたします。本年3月に第2段階の開始時期を延期する変更届出書を、国に提出いたしました。2020年4月に申請しました撤去済みの蒸気タービンのクリアランス審査、これは現在も継続審査中でございますけれども、この審査の対応状況などを踏まえまして、第2段階中に発生するクリアランスの推定発生量など、それを再検討いたしまして、その結果を廃止措置計画に反映させるというところに少し時間を要するというものを判断いたしましたので、工程を変更いたしました。具体的には次の6ページをお願いいたします。

第2段階開始時期を、赤の破線のところ、当初の2022年度から、赤の実線のところ、2023年度へ1年延期いたしました。それ以降の工程は変更せず、第4段階の終了は2045年度のまま、当初計画から変更はしてございません。

7ページをお願いします。これまでの主な経緯をまとめておりますけれども、本日は説明は割愛させていただきます。

最後にまとめですけれども、島根1号機の廃止措置につきましては、引き続き安全確保を最優先に適切かつ着実に取り組んで参りたいと思っております。以上でご説明を説明終了いたします。ありがとうございました。

(占部顧問)

はい、ありがとうございます。ただいまのご説明についてご質問、ご意見のある方はお願いいたします。

(佐々木顧問)

ご説明ありがとうございます。1点確認をさせていただきたいんですが、今6枚目のスライドのところ、廃止措置工程の変更後というスケジュールが出てくるんですけども、これはもうすでに、届出をされた事実という意味でのスケジュールということになりますでしょうか。つまり、下から四つめだと思んですけども、管理区域内の設備、原子炉本体以外の解体撤去のところ、すでに1年、後ろにずれているということですが、先ほどのご説明ですと第2段階以降の具体的な作業計画については、また改めてということだったかと思うんですが、これも含めて、先般の届出のところになされたということでもよろしいでしょうか。

(中国電力)

中国電力の吉川です。先生のご認識の通りでございます。当初計画では、この管理区域の設備の解体撤去工事、第2段階からということで、2022年度からスタートする予定にしておりましたけども、この度の工程変更、1年先送りということで、この第2段階からスタートする管理区域内の設備の解体撤去工事の開始時期を1年ずらしております。従いまして当初は、第2段階、第3段階、8年8年計16年で、この管理区域の解体撤去を計画してございましたけども、それを1年縮めて、トータル15年の中で、何とかこの設備の解体撤去を進めていけるよう計画をしているというところでございます。以上でございます。

(佐々木顧問)

わかりました。ありがとうございます。そうしますとこれから短縮といたしますか、ややそのスピードアップできるところは見直していくというようなことが、これからまたご紹介がある、そういう理解でよろしいですか。

(中国電力)

はい。そのとおりでございます。

(佐々木顧問)

わかりました。ありがとうございます。

(占部顧問)

他にはいかがでしょうか。この1年延期っていうのは何か大きな理由はあるのでしょうか。

(中国電力)

はい。5ページのところでですね、もう一度、すいません。映していただけますでしょうか。ここにちょっと文字ばかりで非常にわかりにくいんですけども、この1年延期、先送りしたという理由を記載させていただいております。島根1号の廃止措置ではないんですけども、運転号炉側ですね、例えば島根2号炉、それから島根1号機は運転中の、タービンとかですね、これをクリアランス対象物に我々したいというところで、国の認可に向けて審査を受けているところでございますけども、我々としてはこの撤去済みのタービン設備がクリアランス対象物になるというふうに思っているのですが、審査の中では、データをしっかり拡充しなさいと指摘を受けており、今不足している状態で、この撤去済みの蒸気タービン設備がクリアランスになるかどうか、まだ判断できないというところもございまして、今、データを拡充しているところでございます。

そういうような対応状況を踏まえますと、島根1号機の廃止措置を解体するにあたっては、これぐらいの汚染であれば、これぐらいの除染をすれば、クリアランスレベルに持っていけるとか、或いはL3レベルのままだよとか、我々が当初見通しているクリアランスの量が変わるかもしれないし、変わらないかもしれない状況です。ですので、少しこの審査対応の成り行きを見てですね、島根1号機のクリアランスについてはこのぐらいかなというのをある程度見通せてくるのに少し時間がかかるんじゃないかなと思っております。1年先送りにさせていただきました。

(占部顧問)

わかりました。ありがとうございます。

それでは他に何かご質問ございますでしょうか。それでは、中国電力のご説明ありがとうございました。島根1号機についてこれからも計画の実効性、作業の安全性、それから廃炉プロセスの透明性についてご留意いただければと思います。

最後に全体を通じて、皆様方から何か、ご意見、ご質問ございますでしょうか。特にご意見はないようですので、それでは本日の議題はすべて終了したことになります。進行を事務局にお返ししたいと思いますので、よろしくお願いたします。

(水中局長)

どうも、占部顧問には円滑な進行していただきどうもありがとうございました。1号機の廃止措置につきましては、若干音声切れましたけど、占部顧問の方からは、中国電力に第2段階の移行の動きがありまして、顧問会議といたしましても、計画の安全性実効性について確認いただくので、引き続きしっかり説明したいということでした。ちょっと音声切れましたので私の方から補足させていただきました。

それから顧問の皆様には、その他ご出席の皆様にも貴重なご意見いただき、厚く御礼申し上げます。特に本日は地域防災計画、それから避難計画について、これらの原子力防災対策については専門性が非常に重要ですので、専

門家からの顧問の皆様から貴重なご助言いただきました。今後、議会から意見を聞きながら、それから鳥取県の防災会議の審議を経まして、地域防災計画の避難計画については、策定を終了したいと思います。

それから後段規制それから第2段階、これらについても、ご意見、貴重なご意見いただきました。モニタリングについても了承いただきました。どうもありがとうございました。それでは以上をもちまして、令和4年度の第1回鳥取県原子力安全顧問会議をこれで閉会したいと思います。顧問の先生それから中国電力の皆様どうもありがとうございました。